

## 令和6年度4月以降の町外保育園の申し込みについて

来年の4月から、町外の保育園にお子さんの入園を希望される方の申し込みを受付けます。

町外の保育園を希望される方や転出予定の方は、希望する保育園がある市町村に必要な書類や締切日を確認のうえ、締切日の2週間前までに子ども家庭支援センターに申し込んでください。

なお、希望される保育園がある市町村に両親のうちどちらかが在勤しているか、希望する保育園がある市町村へ転出予定があることなどが要件になります。

申請書は、子ども家庭支援センターに置いてあります。

### 【入園資格】

入園できる乳幼児は、同居の親族などが乳幼児の保育にあたれず、保護者（父・母）がつぎの要件のいずれかに該当する家庭です。なお、希望する保育園がある市町村により、入園資格が異なる場合がありますので、予めご確認ください。

- ① 1か月あたりの就労時間が48時間以上の労働に従事している／②妊娠している
- ③出産後間もない／④疾病に罹患または負傷している／⑤精神または身体に障害を有している
- ⑥同居等の親族を常時介護または看護している／⑦災害の復旧作業に従事している
- ⑧求職活動を行っている／⑨就学している／⑩児童虐待や配偶者暴力のおそれがある
- ⑪育児休業を取得している／⑫保育が必要と町長が認めた場合

\*町内保育園の申し込みについては、来月号でお知らせします。

※申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611



## (東京都新規事業)

### ゼロイチハチ 「018サポート」の受給には申請が必要です

東京都では、都内に在住する18歳以下の子供に対し、新たな給付金を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、「子育てしやすい東京」を実現します。

**給付金の受け取りには、申請手続きが必要です。**

【対象者】 つぎの①②の両方に該当する子供。

- ① 0歳から18歳の子供（平成17年4月2日から令和6年3月1日までに生まれた子供）
- ② 令和5年度中に都内に住所を有する子供

【申請者】 子供が18歳未満の場合は、保護者の方などが申請してください。所得制限はありません。

【支給額】 児童一人あたり月額5,000円（年額6万円）

\*都内に在住している月数に応じて支給します。

【支給時期】 令和5年度分（令和5年4月から令和6年3月分）については、令和6年1月に東京都から一括支給の予定です。

【申請方法】 申請手続きの詳細は、東京都から各家庭に送付されている案内通知や、東京都福祉局のホームページをご覧ください。

【申請期限】 **12月15日（金）**

\*令和6年1月に一括支給を受ける場合の期限となります。

12月16日以降も申請を受付けますが、支払いは別途になります。

※問い合わせは、東京都018サポート給付金コールセンター

☎ 0570-082-018

受付時間：午前9時から午後6時まで（土、日、祝日を含む）

